

きつき消費者かわら版

令和5年7月14日発行



市民の皆様から寄せられた消費者トラブルの相談や注意してもらいたいニュースを定期的にお伝えする情報誌です。トラブルの未然防止にお役立ていただければ幸いです。

■ 4月～5月の相談件数は32件で、前年と比べ6件増加しています。

主な相談内容は、ネット通販や定期購入に関するものでした。

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告等での電話注文時の心構え

※以下は、電話注文時に販売業者から「定期購入」を勧められるケースを想定したものです。

<電話注文する前>

- テレビ・ラジオショッピングや新聞広告等で紹介されていた商品の名称や価格を確認しましょう。

<電話注文する時>

- 別の商品の購入を勧められることがあります。
- 複数月分の商品の購入を勧められることがあります。
- 「定期購入」の契約を勧められることがあります。
- 興味がなければきっぱりと断りましょう。
- 興味を持った場合でも、すぐに注文せず、「定期購入」になっていないかなどをよく確認し、内容が十分に理解できない場合はきっぱり断りましょう。
- いったん電話を切ってから慎重に検討することもお勧めします。



<電話注文の電話を切る時>

- 「定期購入」の契約を申し込んでいないかを確認しましょう。断ったのに「定期購入」の契約になっている場合は改めてきっぱり断りましょう。

<商品が到着した時>

- 商品が到着したら、「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないかを確認しましょう。
- 意図せず「定期購入」の契約になっていたら、すぐに販売業者に連絡し、「定期購入」の契約は申し込んでないことを伝えましょう。

自動音声を使用した詐欺電話に注意！

【事例】いつもご利用ありがとうございます。お客様の電気代は未払いのため、2時間後停電となります。詳しくは「1」を押して、担当に繋いでください。



「1」を押すとオペレーターに繋がり個人情報を聞かれるようです。不審な電話はすぐに切りましょう。

見守り 新鮮情報



「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。**損害保険の保険金で修繕**できる。当社が**保険金の申請をサポート**する」と説明されたため、その場で**保険金申請代行**の契約をした。その後、契約書をよく読むと「**損害保険金支給額の35%を手数料**として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は**自分でできる**。クリーリング・オフしたい。(70歳代)

「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意!

ひとこと助言

すぐに
契約しないで



- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クリーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

お問合せ・相談先

杵築市消費生活センター（商工観光課内） TEL 0978-62-1808
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL 097-534-0999